

民間規格評価機関の要件適合性について

2024年6月25日

高圧ガス保安室

- **産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月）**において、A認定事業者に係る検査面での制度的措置として「A認定事業者には、手続面での制度的措置に加え、下記のように検査面での制度的措置を拡充し、比例原則・リスクベースに基づき、認定事業者間で制度的措置を差異化するものとする。」とされた。
- また、同報告書では、産業保安における今後の技術基準等の策定のあり方として、「民間における高度な技術的知見を直接かつより迅速に国の技術基準等へと採用していくため、従来の国・安全関係団体の審議会・委員会等を通じた基準策定機能とは別に、学会、業界団体等の民間主導の規格策定機関において自律的に検討・結論づけられた技術基準等を国又は安全関係団体の技術基準等として直接採用していく仕組みの導入やその拡大を進めることが適切である。」という方針が示されている。

（補論）A認定事業者に係る検査面での制度的措置

高圧ガス

- A認定事業者には、手続面での制度的措置に加え、**検査面での制度的措置を拡充し、比例原則・リスクベースに基づき、認定事業者間で制度的措置を差異化**。

①CBM（Condition Based Maintenance）の円滑化

- 例えば、高圧ガス小委員会等で技術的検証を行い、以下について検討する。
 - － 現行の減肉判断：単純腐食に加え、クラック・クリープも対象
 - － CBMの考え方をういた検査方法の拡大の検討：計測器類・遮断弁等
- KHKへの腐食環境や厚さ測定等のデータ提出義務を廃止

②検査に係る基準・規格の柔軟化

- － 採用する基準・規格（海外規格等）の大臣認定制（採用する基準・規格の複線化・複相化の円滑化）

※具体的には、例えば、通達（補足1）において、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法について「KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)（補足2）又はこれと同等の基準」を用いることになっているが、「これと同等の基準」について、事業者自らの判断に加え、大臣が認定することにより、検査に係る基準・規格を柔軟に選択できるようにすることが含まれる。また、肉厚測定の間隔（現行4年以内）及び検査時期設定係数（現行0.8）のあり方については、事業者において、その能力や設備管理の実態等に応じ、一定の範囲で決定できるなど仕組みの柔軟化を図る方向で検討する。その際、「一定の範囲」については、肉厚測定の間隔及び検査時期設定係数に関して事業者が選択しうる最大の値のあり方等について、B認定との差異化も考慮しつつ、技術的な検証を踏まえて検討する。

（補足1）「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」20201218保局第1号
（補足2）高圧ガス設備の使用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準

（注1）A認定の認定時、採用する基準・規格のリストを添付し、同時に採用する基準・規格の認定を受けることも可能とする方向で検討する。

（注2）なお、B認定においては、引き続き、KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)によることとするものの、技術的な検証を踏まえ、肉厚測定の間隔（現行最大2年⇒例えば4年）及び検査時期設定係数（現行0.5⇒例えば最大0.8）の柔軟化措置を講じる方向で検討する。

11

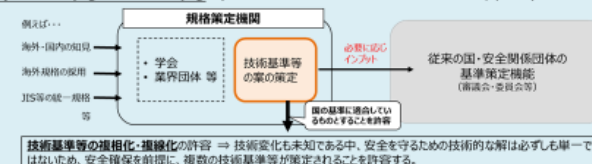
6-1. 各産業保安分野に共通した重要課題①

産業保安の将来を見据えた保安体制のあり方（保安業務の委託の円滑化等）

- 現行の規制体系では、施設・設備の設置者・所有者等が自ら保安業務を実施することが基本となっているが、**今後の保安人材の枯渇の深刻化が見込まれる中では、保安業務の委託を円滑化**すること等を通じ、いわば**分散化している保安業務をむしろ集約化する**方向で捉え、**保安能力を有した者が産業保安を確保していく規制体系を指向・検討していくことも重要**。
- 今後、産業保安分野では、**スマート保安が進む一方、IoT等のテクノロジーへの投資余力がある事業者の範囲には一定の限界がある中で、効率的にテクノロジーを用いた高度な保安により我が国の産業保安を確保する観点からも、この点が重要**。
- **各産業保安分野の実態や特性を踏まえるとともに、安全確保や施設・設備の設置者・所有者等の責任の重要性を前提として、保安業務の委託の円滑化を進めていくための規制体系のあり方を今後検討**する必要がある。

産業保安における今後の技術基準等の策定のあり方（技術基準等の複相化・複線化）

- IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）等の革新的なテクノロジーの進展や設備の高経年化など、これまで経験のない新たな環境変化が生じており、その変化のスピードも著しく速いなか、効果的・効率的に保安レベルを最大限に高める観点から、**技術基準等の策定に関し、国・安全関係団体を中心とした従来の基準策定機能に加えて、民間主導で、国内外の知見と叡智を結集し、最先端の基準策定をしていく新たな基準策定機能（新たなルート）を構築していくことが必要**。
- また、安全確保のための技術的な方策には複数の解があり得る中で、**安全確保を前提に、一つの基準のみならず、複数の異なる基準が存在することを許容する**（技術基準等の複相化・複線化を許容する）ことが適切。



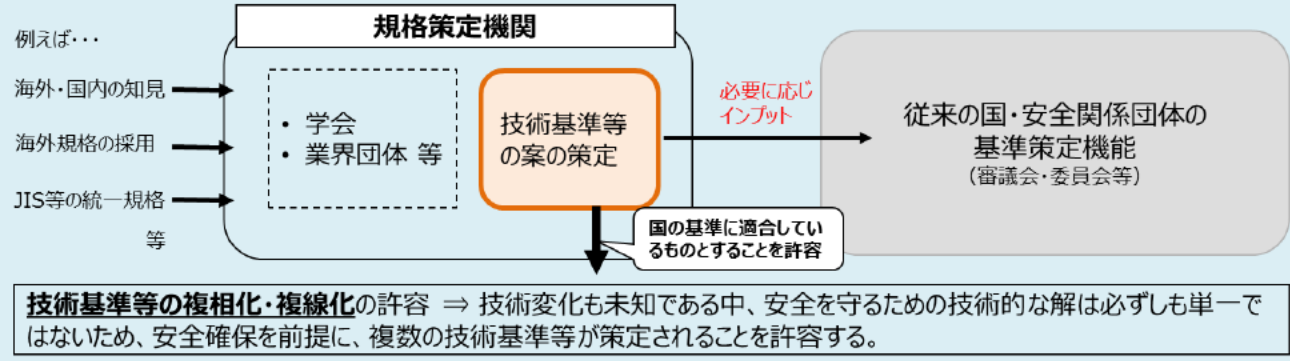
34

技術基準の複相化、複線化について（振り返り）

- 安全確保のための技術的な方策には複数の解があり得る中で、安全確保を前提に、一つの基準のみならず、複数の基準が存在することを許容する（技術基準等の複相化、複線化を許容する）ことが適切。とされる。
- 国やK H Kといった従来の基準策定機能の他に、学会や業管団体等の規格策定団体が制定した基準・規格の使用においても、国の基準に適合しているものとするを許容するもの。

産業保安における今後の技術基準等の策定のあり方（技術基準等の複相化・複線化）

- IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）等の革新的なテクノロジーの進展や設備の高経年化など、これまで経験のない新たな環境変化が生じており、その変化のスピードも著しく速いなか、効果的・効率的に保安レベルを最大限に高める観点から、**技術基準等の策定に関し、国・安全関係団体を中心とした従来の基準策定機能に加えて、民間主導で、国内外の知見と叡智を結集し、最先端の基準策定をしていく新たな基準策定機能（新たなルート）を構築していくことが必要。**
- また、安全確保のための技術的な方策には複数の解があり得る中で、**安全確保を前提に、一つの基準のみならず、複数の異なる基準が存在することを許容する**（技術基準等の複相化・複線化を許容する）ことが適切。



- 高圧ガス小委員会において、A認定事業者向けの特例措置として、検査等に係る基準・規格の柔軟化のための新たな仕組みの導入について御審議いただいた。
- 審議の結果、民間規格評価機関は技術評価委員会（技術的な側面の評価を行う）及び民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための十分かつ確実な評価体制を構築する方針が了承され、第25回高圧ガス小委において今後の進め方を御示した。

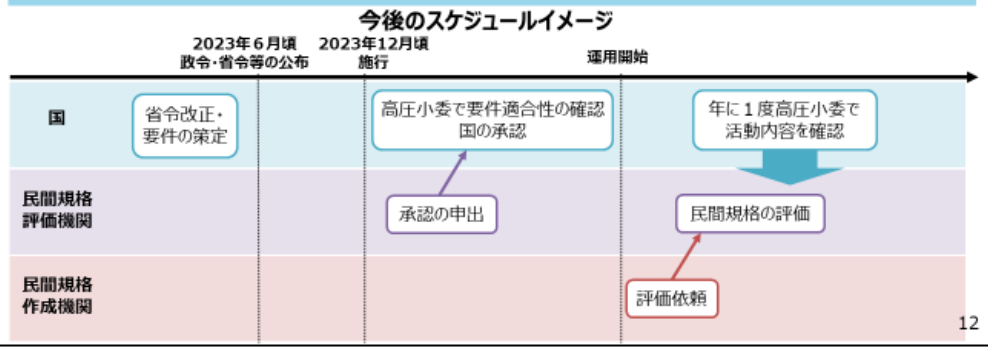
5-2. 民間規格評価機関の承認・要件適合性の確認

- 国は、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たすことを確認し、承認する。
 - 国は、承認した民間規格評価機関について、民間規格等の妥当性確認プロセスが要件に従い運営されていることを確認し、必要があると認められる場合は改善指導等を行う。
 - 民間規格評価機関は、年1回以上の外部評価を受け、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認し、必要に応じて改善策を講じる。
- **国による民間規格評価機関の承認**
- 国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。
 - 国は、国の審議会の議事録や、民間規格評価機関の要件等について確認した内容をホームページ等で広く公開する。
- **国による確認**
- 国は、年に1回、民間規格評価機関の活動について高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価できることを確認する。
- **外部機関による評価**
- 民間規格評価機関は、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認するため（PDCAサイクルの構築）、外部評価を受け、その結果に基づく改善等を定期的に行う。

22

4-1. A認定事業者向け特例措置（今後の進め方）

- これまで2回の高圧ガス小委員会の審議において、民間規格評価機関は技術評価委員会（技術的な側面の評価を行う）及び民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための十分かつ確実な評価体制を構築する方針が了承された。
- 上記内容を含む民間規格評価機関の要件案（別紙）について、御確認いただきたい。
- 今後、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が評価機関の要件を満たしていることを確認した上で国が承認を行うほか、年に1度（3月頃）、民間規格評価機関の活動内容を確認する。
- なお、現行のスーパー認定事業者についても、民間規格評価機関が妥当性を確認した規格を活用することができる。



12

民間規格評価機関に係る規定等の整備

※第26回高圧ガス小委資料1再掲

- 新認定制度の詳細を定める「コンビナート等保安規則等（令和5年12月21日改正）」において、認定高度保安実施者が自ら保安検査を行う場合の保安検査の方法については、特例が認められることとし、特定認定高度保安実施者（A認定事業者）については、民間規格評価機関が認めた保安検査の方法を用いることができることとした。（例：コンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号）
- 併せて、民間規格等を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法第35条第4項における保安検査の方法に位置付けるために、コンビ則第49条の7の13第5項第3号等に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセス及び民間規格評価機関の要件を通達にて定めた。

コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）

（保安検査等の特例）

第四十九条の七の十三 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2～4（略）

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二（略）

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

6（略）

経済産業省 告示	
20231213第3号	
「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のように規定する。	評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）
令和5年12月21日	を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第4項検査の方法（以下「保安検査の方法」という。）に位置付けるために、一般高圧（昭和41年通商産業省令第53号）第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート（昭和61年通商産業省令第88号）第49条の7の13第5項第3号に基づき、民間において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを
経済産業大臣官房政務総務課・保安課長	規 格 等：業界団体等が国際、国内、海外の規格を活用し制定した保安検査に用いる規格 保 研 機 関：民間規格等が保安検査の方法としての妥当性を有するか否かについて評価する機能を有する機関をいう。
民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）	の保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスを、この「民間規格評価機関の要件」（以下「要件」という。）を定め、この民間規格評価機関に充当する者の申請により、あらかじめ民間規格等を評価する能力を有することを確認し、公表する。国により公表された民間規格評価機関は、保安検査の方法としての妥当性が確認されたものとみなす。が民間規格評価機関として公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有すること。 本機関が別紙に示す要件を満たしていることを確認することにより行う。この評価プロセスが適切であること。 本機関が要件を満たしていることを確認するとともに、当該機関による評価プロセスが適切であることを確認する。 が評価・承認した民間規格等について十分な説明責任を果たすことができること。
「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のとおり定める。	要件に従った適切な評価の実施確認は、別紙に示す要件に基づき評価委員会への報告の評価結果の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等による確認において、民間規格評価機関が要件を満たしていないと判断された民間規格が評価した民間規格等について、国は保安検査の方法としての妥当性を確認しないことができる。
附 則	
この規程は、令和5年12月21日から施行する。	

（参考）民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）（令和5年12月21日）」の別紙

※令和5年3月24日 高圧ガス小委員会第25回で審議したもの

2. 要件

（1）一般

- ①民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。
- ②民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に関係する事項に限定しなければならない。

（2）組織

- ①民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。
- ②民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。
- ③評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く。）に関与していない者でなければならない。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう。）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- ④民間規格等に関係する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

（参考）民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）（令和5年12月21日）」の別紙（続き）

2. 要件

（3）規格評価プロセス

- ①評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑤民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。
 - ・技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
 - ・検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
 - ・関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。
- ⑦民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。
- ⑨民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

（4）評価業務管理

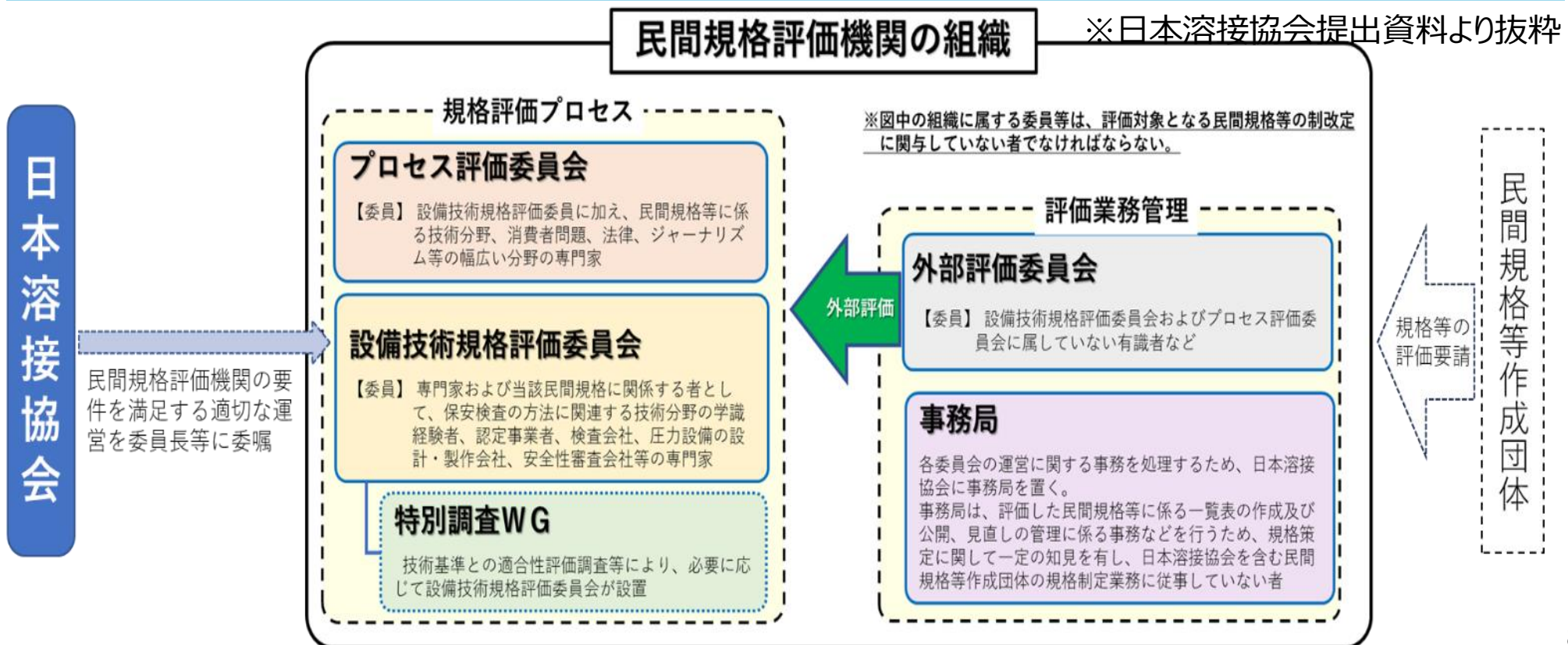
- ①民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ②評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理しなければならない。
- ③民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。
- ④民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

（5）国による指導等

民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

2. 民間規格評価機関について【審議】

- 一般社団法人日本溶接協会（以下「日本溶接協会」という。）より、民間規格等を評価・承認できる能力を有することの確認の申出があった。
- 「国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。」（第24回高圧小委資料1）としていることから、本資料において、国が定めた評価機関の要件に対して、**日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会の適合性を整理。**



2. 民間規格評価機関について【審議】

日本溶接協会 設備技術規格評価委員会の規則及び関連要領

- 民間規格評価機関は、外部の団体が作成した民間規格等について評価・承認する。
- 承認は国が行うものであるが、整理した適合性について、御確認いただきたい。
- 日本溶接協会 設備技術規格評価委員会の規則及び関連要領は以下の通り。

設備技術規格評価委員会 規則

民間規格等の審議に係る要領

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

情報公開等に係る要領

外部評価等に係る要領

異議申立等対応要領

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(1) 一般要求事項① -1

(要件)

(1) 一般

①民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。

(事務局判断)

・方針及び手順が差別的でないことについては、民間規格評価機関の目的、位置づけが中立公正であり、委員会の構成、申請から承認までの評価プロセスにおいて差別的なものが含まれないことが、委員会規則や要領類の各項目に定められており要件に適合していると判断した。

・規則第1条において本委員会は「高圧ガスの保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的」とし、第三者機関として日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格作成団体から独立して中立公正に審査・手続きを行うと位置づけられることから、その方針は差別的ではなく、公正・公平である。

・本委員会及びプロセス評価委員会の委員構成については規則第4条及び第13条において、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件付けないと規定され、規則第9条、第17条において、関係行政機関や必要がある場合に委員以外も委員会に参加できることが規定されていることから、委員会運営において委員構成、委員会への参加は差別的ではない。

・評価業務は、「民間規格の評価に係る要領」に申請から評価までのプロセスが明確に定められており、また、異議申立、情報公開に関しても明確に要領が定められており、差別的ではない。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(1) 一般要求事項① -2

(委員会規則 該当箇所抜粋)

【設備技術規格評価委員会 規則】

(目的)

第1条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(本委員会への参加)

第9条 関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

2. 必要がある場合、委員以外も本委員会の承認を得て本委員会に参加することができる。

3. 委員以外の本委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

(プロセス評価委員会の構成)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(プロセス評価委員会への参加)

第17条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

2. 必要がある場合、委員以外もプロセス評価委員会の承認を得てプロセス評価委員会に参加することができる。

3. 委員以外のプロセス評価委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べるができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

要領類：情報公開等に係る要領、異議申立等対応要領、民間規格等の審議に係る要領

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(1) 一般要求事項② -1

(要件)

(1) 一般

②民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。

(事務局判断)

・各委員会における評価・審議は、要請があった評価に係る事項に限定することが規定されていることから要件に適合していると判断した。

・「民間規格等の審議に係る要領」2.(5)において、審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に関する事項に限定しなければならないと規定されている。

・評価申請の受付においては、1.で「評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な資料の提出（以下、審議資料）を求め」、2.(1)で事務局は申請者より提出された審議資料に基づき、技術評価書（案）を作成し、2.(4)b.において、本委員会は、「審議資料」と「技術評価書（案）」について審議することが規定されている。

・プロセス評価委員会の審議手順については、3.(4)b.において「本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき」審議することが規定されていることから、プロセス評価委員会の審議は、本委員会の審議内容に紐付く審議となる。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(1) 一般要求事項② -2

(要領 該当箇所抜粋)

【民間規格等の審議に係る要領 1. ～3. 】

1. 評価申請の受付

事務局は、次年度の評価申請の受付のため、前年度中に「〇〇年度 高圧ガス保安法における民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価申請について」として公募を行い、評価申請を受けた場合、評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な添付資料 1～6（以下、審議資料）の提出を求める。

(略)

2. 本委員会の審議手順

(1)技術評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙 1 の技術評価書 (案)の作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。

(2)(3) (略)

(4)本委員会での審議

(略) 審議は以下の項目に従い行う。

a.委員長は、本委員会を開催する。

b.本委員会は、審議資料および技術評価書（案）について審議する。

c.d.e. (略)

(5)本委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。なお、審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に
関係する事項に限定しなければならない。

a.～d. (略)

(6) (略)

3.プロセス評価委員会の審議手順

(1)～(3) (略)

(4)プロセス評価委員会での審議

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。
審議は以下の項目に従い行う。

a.プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。

b.プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。

c.～f. (略)

(5)～(7) (略)

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(2) 組織①②③ -1

(要件)

①民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。

(事務局判断)

- ・ 委員会規則第1条において「設備技術規格評価委員会」を設置すること、第12条において、プロセス評価委員会を設置することを規定していることから、要件に適合していると判断した。
- ・ 委員会規則第4条の規定により、本委員会は学識経験者等民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任することとし、第13条の規定によりプロセス評価委員会は民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成されることから、評価が十分かつ確実に行われる評価体制となっていると判断した。
- ・ 「委員会規則」及び「民間規格等の審議に係る要領」は、両委員会の設置、運営のための公式な規則であるため要件に適合していると判断した。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(2) 組織①②③ - 2

(要件)

- ②民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。
- ③評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。

(事務局判断)

- ②委員会規則第13条の規定により、プロセス評価委員会は、規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成され、金銭的な制約や団体組織の会員資格といった条件付けがなされないことから、関係者を可能な限り幅広く加えることができると判断した。
- ③委員会規則第7条及び第16条の規定により、両委員会の審議において、審議案件となる民間規格等の作成団体の委員を兼務する委員は決議には参加できないこととなっているため要件に適合していると判断した。
- ③事務局員は、日本溶接協会規格やJIS規格の原案策定等事務の経験がある者を選定することを確認した。
- ③また、委員会規則第21条において、事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならないことが規定されており、要件に適合していると判断した。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(2) 組織①②③ - 3

(委員会規則 該当箇所抜粋)

(目的)

第1条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(本委員会の審議)

第7条 本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

2. 3. (略)

(プロセス評価委員会の業務)

第12条 本委員会は、第1条の目的を達成するため、プロセス評価委員会を置く。

2. (略)

(プロセス評価委員会の構成)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(プロセス評価委員会の審議)

第16条 プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

2. 3. (略)

(事務局)

第21条 各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。

2. 事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。

3. 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果 (2) 組織①②③ - 4

「民間規格等の審議に係る要領」表 1

カテゴリ 表示名	カテゴリ（属性）	設備技術規格 評価委員会	プロセス 評価委員会	外部評価 委員会
AC	学識者	◎		○
AP	A認定事業者または スーパー認定事業者	◎		
IN	検査会社等	◎		
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎		
EN	エンジニアリング会社等	◎		
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	◎		
CN	一般消費者		○	
LW	弁護士		○	○
JR	ジャーナリスト		○	
AT	国または地方自治体を含む 規制関係機関/団体		○	
OT	その他			

【記号説明】

◎：兼任

○：専任

空欄：必要に応じて任命

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(2) 組織④⑤⑥ -1

(要件)

- ④民間規格等に関係する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

(事務局判断)

- ④⑤⑥「情報公開等に係る要領」において、以下のとおり規定されているため、要件に適合すると判断した。
- ④「情報公開等に係る要領」1.(4)において、パブコメ時に、○公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容、○原案を策定した民間規格等作成団体名を公開することとしており、審議に係る民間規格等の関係する分野は明確になっている。
- ④同要領1.(5)において、パブコメ公開中に資料閲覧の依頼があった場合は民間規格等作成団体事務局から提供することと規定されている。
- ④また、同要領3.(1)b.に基づき委員会資料の公開については、請求者への資料提供などにより公開と規定されており、民間規格等に関する内容についての開示請求には（非公開の場合を除き）開示される。
- ⑤「情報公開等に係る要領」3.(1)において両委員会は、傍聴を認めること及び議事要録をホームページに掲示することにより公開することと定められている。
- ⑤なお、同要領3.(1)c.に基づく別紙1により、各委員会の公開情報として、○議題、議事次第、配付資料一覧、議事要録を公開する（以下、知財に関し非公開となる場合あり）こととしている。
- ⑥規則第11条及び第18条において「知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる」と規定されている。
- ⑥具体的には「情報公開等に係る要領」3.(2)において、知的財産権、企業秘密、個人情報の保護等のために非公開とできるが、その際には、「議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない」と規定されており、委員会の審議を非公開とする場合は、理由を明示することとなっている。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(2) 組織④⑤⑥ -2

(要領 該当箇所抜粋)

【情報公開等に係る要領】

1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について

(4)外部へ公開する内容

外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。

- ・公開の趣旨
- ・公開する「民間規格等」の名称、規格番号等
- ・公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容
- ・原案を策定した民間規格等作成団体名
- ・「民間規格等」の承認予定日
- ・問い合わせ先、関連資料入手先、意見提出先
- ・意見提出の締切日

(5)公開中に資料提供および資料閲覧の依頼があった場合

a.提供方法

関連資料等の入手希望があった場合は、本委員会の事務局又は「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局から、適切な方法で請求者に関連資料等を提供する。

b.閲覧用の関連資料等の具備

閲覧用の関連資料等は、本委員会の事務局及び「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局の事務室などに具備し、意見受付の期間中、公開する。

c.関連資料等の有償提供 （略）

3.各委員会の情報公開

(1) 公開の方法

本委員会は、以下の方法により情報を公開する。

a.議事の公開

本委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

b.会議資料の公開

会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

また、提供する資料の作成経費負担が大きいと判断される場合には、閲覧・回覧等の方法を取るほか、資料提供を求める者に実費の負担を求めることができる。

c.各委員会情報の公開

本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙 1 のとおりとする。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(2) 組織④⑤⑥ -3

(要領 該当箇所抜粋) 続き

【情報公開等に係る要領】

3.各委員会の情報公開

(2) 各委員会を非公開とする場合

各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

- 特定企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- 個人情報保護を必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合
なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。

【規則 第11条、第18条】

(本委員会の公開)

第11条 本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

(プロセス評価委員会の公開)

第18条 プロセス評価委員会は、議事要録を本委員会ホームページに掲載することで公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合は、非公開とすることができる。

【情報公開等に係る要領】

別紙 1 本委員会のホームページにおいて公開する各委員会の情報

3. (1) Cの規定に基づき、公開する情報は下表の通り。

公開の項目	公開の時期	公開期間
1. 本委員会の概要 ・ 設立趣旨・目的 ・ 規則 ・ 組織体制 ・ 委員名簿	設立時また改訂の都度	常時
2. 設備技術評価委員会の開催公告 ・ 開催日、場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
3. プロセス評価委員会の開催公告 ・ 開催日、場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
4. 各委員会の開催結果 ・ 議事次第、配布資料一覧 ・ 議事要録 ・ 会議の概要、審議結果	・ 開催後 ・ 議事要録の承認後 ・ 議事要録の承認後	常時
5. 各委員会の活動状況 ・ 委員会開催日一覧表 ・ 委員会の議題一覧表	・ 開催の都度追加 ・ 開催の都度追加	常時
6. 事業計画、事業報告	委員会の承認後	常時
7. 特別調査WGの設置に係る情報	事案発生の都度	必要な期間
8. 外部の意見を聞く公告	必要の都度	意見締切日まで常時
9. 承認された民間規格等のリスト	委員会の承認後	常時

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス①②③

(要件)

(3) 評価プロセス

- ①評価される民間規格に係る者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

(事務局判断)

- ①委員会規則第4条において本委員会の委員として、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任することとなっていることから、要件に適合していると判断した。
- ②③委員会規則第4条及び第13条において、両委員会の委員の選定に際しては、金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件付けないことが規定されているため、要件に適合していると判断した。

(委員会規則 該当箇所抜粋)

【規則 第4条、第13条】

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(プロセス評価委員会の構成)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス④⑤ -1

(要件)

- ④民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑤民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。

(事務局判断)

- ④委員会規則第20条において、異議申立てがあった場合、その事案に対応する旨が規定されており、その詳細な処理手順は下位規程である「異議等申立等対応要領」を定めていることから、要件に適合していると判断した。
- ⑤委員会規則第7条及び第16条において両委員会の審議について規定があり、議決方法、賛否同数の場合の委員長の決定、代理出席について定められている。
- ⑤両委員会の詳細な審議手順は「民間規格等の審議に係る要領」を定めており、申請の受付から、妥当性を確認した民間規格の公表、委員の選定、委員長の役割、事務局の役割、問い合わせ等への対応等の規格評価プロセスについて手順が文書で定められていることから、要件に適合していると判断した。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス④⑤ -2

(委員会規則、要領 該当箇所抜粋)

(問い合わせ、異議等申立への対応)

第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。

3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」および「異議等申立対応要領」に定める。

(本委員会の審議)

第7条 本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。

3. 本委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(プロセス評価委員会の審議)

第16条 プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。

3. プロセス評価委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

【民間規格等の審議に係る要領】

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が、高圧ガス保安法における保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価するにあたり、本委員会の規則に定めのない具体的な審議要領について、以下の通り定める。

1. 評価審査の受付
2. 本委員会の審議手順
3. プロセス評価委員会の審議手順
4. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員の選定について
5. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員長の役割と業務
6. 事務局
7. 問い合わせ、異議等申立への対応
8. その他規定されていない事項

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス⑥ -1

(要件)

⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。

- ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
- ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。

また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。

(事務局判断)

・ 技術評価書の項目について、「民間規格等の審議に係る要領」の「別紙1 技術評価書（案）」により、要件に定める4つの観点及び公平性等の確認項目を記載することとなっているため、要件に適合していると判断した。

・ 「民間規格等の審議に係る要領」2.(4)において、本委員会では、2. 要件（3）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価すると規定されている。

・ 同要領2.(1)から(4)において、評価書として技術評価書（案）を作成し、これについて審議を行い取りまとめることと規定されている。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス⑥ -2

(民間規格等の審議に係る要領 該当箇所抜粋)

2. 本委員会の審議手順

(1)技術評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙1の技術評価書（案）の作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。

(4)本委員会での審議

本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件（3）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a.委員長は、本委員会を開催する。
- b.本委員会は、審議資料および技術評価書（案）について審議する。
- c.審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d.書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e.委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。

3. プロセス評価委員会の審議手順

(4)プロセス評価委員会での審議

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a.プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。
- b.プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。
- c.審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d.書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e.プロセス評価委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。
- f.プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により本委員会の委員に通知する。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス⑥ -3

(要領 該当箇所抜粋) 続き

【民間規格等の審議に係る要領 別紙1 技術評価書】

別紙1

「 (規格名) 」に関する技術評価書 (案) 〇年〇月〇日
設備技術規格評価委員会

民間規格等作成団体が作成した民間規格、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて (内規)」に基づき、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価した。

I. 「 (規格名) 」に関する技術評価書

技術評価の要件 (設備技術規格評価委員会規則第8条並びに民間規格評価機関の要件2. (3)⑥)	評価	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が設備技術規格評価委員会規則の附属書1に記載された要件を満たしているか。 ※附属書1に対する差異事項がある場合はその説明をすること。		附属書1 (チェックリスト) にて確認。
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。		
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。		
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。		
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。		

II. 添付資料

- ・設備技術規格評価委員会 委員名簿 (〇年〇月〇日現在)
- ・民間規格等作成団体 作成資料 (添付資料1～6)

附属書1 審査申請する規格基準類の要件 (チェックリスト)

項目	評価
1.公開性 当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。	
2.優越性の排除 当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きん出た権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。	
3.当該規格の制改定に関する委員のバランス 当該規格の制改定に関する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。 1)関連する製品の生産者またはサービスの提供者 2)製品又はサービスのユーザー 3)一般的な利害関係者	
4.関連規格との調和 規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。	
5.パブリックコメントの実施 パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。	
6.コンセンサスに対するエビデンス 規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。 ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。	
7.不服の申し立て 規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。	
8.規格の解釈対応責任 規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。	
9.規格の維持管理責任 規格の改定見直しが少なくとも5年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。	

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス⑦⑧⑨ -1

(要件)

- ⑦民間規格評価機関は、民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。
- ⑨民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

(事務局判断)

- ⑦「情報公開等に係る要領」3.(1)c.の規定において、事業計画はホームページにて公開と規定されていることから、要件に適合していると判断した。
- ⑦委員会規則第3条第一号に基づき、本委員会は業務として「事業計画」を策定することが規定されている。
- ⑧委員会規則第10条において、本委員会の承認後、「技術評価書(案)」について外部に公開し意見を聞くと規定されており、その期間は「民間規格等の審議に係る要領」2.(6)c.及び「情報公開等に係る要領」1.により、30日以上の規定となっている。
- ⑧同第10条において、意見に対し必要に応じて評価の見直しを行うことが規定され、詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」2.(6)e.において、重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書(案)の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行うと規定されており、意見について適切に対応できるものと判断した。
- ⑧「民間規格等の審議に係る要領」2.(6)b.により、パブコメを開始する際は、経済産業省に技術評価書(案)を提出することが規定されており要件に適合すると判断した。
- ⑨「民間規格等の審議に係る要領」3.(6)において、妥当性を確認した民間規格は規格リストに記載され、委員会のホームページにて公開されることが規定されており、要件に適合すると判断した。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(3) 評価プロセス⑦⑧⑨ -2

(委員会規則、要領 該当箇所抜粋)

【規則 第3条】
(本委員会の業務)

第3条 本委員会は、第1条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 本委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 二～五 (略)

【情報公開等に係る要領 3.(1)】

3.各委員会の情報公開

(1) 公開の方法

本委員会は、以下の方法により情報を公開する。

- a. b. (略)
- c.各委員会情報の公開

本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙1のとおりとする。

【規則 第10条】
(パブリックコメントについて)

第10条 本委員会の承認を得た後、技術評価書(案)について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

【民間規格等の審議に係る要領 2.(6)】

2. 本委員会の審議手順

(6)意見公募手続き

事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き(以下、パブリックコメント。)を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。

- a.外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。
- b.パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に技術評価書(案)を提出する。
- c.パブリックコメントは、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書(案)を添付して広く意見募集を実施して行う。
- d.事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。
- e.委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書(案)の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

【情報公開に係る要領】

1. 意見公募手続き(パブリックコメント)について

- (1)公開の方法 本委員会のホームページに公告として掲載する。
- (2)公開の時期 事務局が決定する。
- (3)公開の期間 30日以上、最長60日

【民間規格等の審議に係る要領 3.(6)】

3.プロセス評価委員会の審議手順

(6)民間規格のリスト化

事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名により関係行政機関に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(4) 評価業務管理 -1

(要件)

- ①民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ②評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用了技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。
- ④民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

(事務局判断)

- ①委員会規則第20条及び「民間規格等の審議に係る要領」7.において、技術的な問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う旨、及び必要に応じて規格等作成団体に回答するよう依頼できることが規定されており、問い合わせへに対応可能な体制が整っていると判断した。
- ②「民間規格等の審議に係る要領」3.(7)において、規格作成団体は、民間規格等がリスト化された時点から5年以内に当該規格の改定、廃止、確認のいずれかによる見直しを行い、事務局に連絡すること、及び、事務局は連絡の内容を確認し、委員会へ報告することが規定されているため要件に適合していると判断した。
- ②委員会規則第28条において、事務局は承認日から5年以内に承認された民間規格等が、改正、廃止、確認が行われているかを確認し、委員会へ報告することが規定されており、規格作成団体からの連絡を待たずにフォローができる体制など適切な管理ができるものと判断した。
- ③委員会規則第26条において、各委員会は、議事要録を作成し、審議経過を記録することを規定しており、同条第2項において、議事要録等の根拠資料を5年間保管し事務局が管理することを規定しており、記録の適切な維持管理ができるものと判断した。
- ④委員会規則第27条において、年1回外部評価委員会による外部評価を受けなければならないこと、結果を踏まえて両委員会が必要な改善策を講じなければならないことが規定されており、要件に適合していると判断した。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(4) 評価業務管理 -2

(委員会規則、要領 該当箇所抜粋)

【規則 第20条】

(問い合わせ、異議等申立への対応)

本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。

3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」および「異議等申立対応要領」に定める。

【民間規格等の審議に係る要領 7. (1)】

7. 問い合わせ、異議等申立への対応

(1)問い合わせ

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

【規則 第28条】

(規格の見直し)

第28条 事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

【民間規格等の審議に係る要領 3. (7)】

3.プロセス評価委員会の審議手順

(7)民間規格の見直し

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。

事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

【規則 第26条】

(記録の作成、保管)

第26条 各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

2. 各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

【規則 第27条】

(外部評価)

第27条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果

(5) 国による指導等

(要件)

(5) 国による指導等

民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

(事務局判断)

- ・委員会規則第9条及び第17条により、行政機関が両委員会に参加できることが規定されており、要件に適合していると判断した。
- ・委員会規則第27条第2項により、国の指導に対して、両委員会がそれに従うことが規定されており、要件に適合していると判断した。

(委員会規則 該当箇所抜粋)

(本委員会への参加)

第9条 関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

2. 3. (略)

(プロセス評価委員会への参加)

第17条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

2. 3. (略)

(外部評価)

第27条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（12）まとめ

- 日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が通達（※）に規定する民間規格評価機関の要件に適合しているかについては、一般、組織、評価プロセス、評価業務管理、国による指導等の項目において事務局が適合性を確認したところ。
- 日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が民間規格評価機関の要件を満たしているかについて、御確認いただきたい。それを踏まえ、今後、国として承認にむけた判断を行う。

※民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)
(20231213保局第3号)

（参考）評価プロセスにおける国の関与

承認した後、国は、民間規格評価機関における民間規格等の評価プロセス全体について、評価委員会への立会い等により確認するとともに、民間規格評価機関から評価の実施状況について1年ごとの定期報告を求め、評価する（第24回高圧小委資料1）。



高圧ガス小委員会にて、年1回、民間規格評価機関の活動について報告し、当該機関が民間規格を適切に評価・承認できることの確認を実施。